

# 経 済 要 錄

## 国 内

◆平成 2 年度一般会計暫定補正予算について

平成 2 年度一般会計暫定補正予算は、5 月 17 日、衆議

院本会議において可決成立した(対象期間は 4 月 1 日～

6 月 8 日)。その内容は以下のとおり。

### 平成 2 年度一般会計暫定補正予算

(単位・億円、%)

	補 正 後 暫定予算 (A)	構成比	暫定補正 予 算 (B)		本 予 算 (C)	構成比	A/C	B/C
			暫定補正 予 算 (B)	構成比				
地 方 交 付 税	31,415	25.8	186	0.9	152,751	23.1	20.6	0.1
国 債 費	11,583	9.5	475	2.4	142,886	21.6	8.1	0.3
産業投資特別会計繰入れ	4,229	3.5	1,059	5.4	13,000	2.0	32.5	8.1
一 般 歳 出	74,384	61.2	17,891	91.2	353,731	53.4	21.0	5.1
社会保障関係費	25,238	20.8	6,530	33.3	116,148	17.5	21.7	5.6
恩給関係費	4,495	3.7	26	0.1	18,375	2.8	24.5	0.1
文教・科学振興費	7,614	6.3	2,407	12.3	51,129	7.7	14.9	4.7
防衛関係費	7,132	5.9	1,921	9.8	41,593	6.3	17.1	4.6
公共事業関係費	21,927	18.0	5,001	25.5	62,147	9.4	35.3	8.0
経済協力費	1,686	1.4	166	0.8	7,845	1.2	21.5	2.1
中小企業対策費	90	0.1	3	0.0	1,943	0.3	4.6	0.2
エネルギー対策費	4	0.0	1	0.0	5,476	0.8	0.1	0.0
食糧管理費	—	—	—	—	3,952	0.6	—	—
その他の事項経費	5,998	4.9	1,835	9.4	41,622	6.3	14.4	4.4
予 備 費	200	0.2	—	—	3,500	0.5	5.7	—
歳 出	121,611	100.0	19,611	100.0	662,368	100.0	18.4	3.0
公共事業関係費 (含む無利子融資分)	26,024	21.3	6,025	30.7	74,447	11.2	35.0	8.1
税 収	13,340	38.4	3,950	76.4	580,040	87.6	2.3	0.7
税 外 収 入 等	1,738	5.0	161	3.1	13,396	2.0	13.0	1.2
国 債	15,400	44.4	—	—	55,932	8.4	27.5	—
国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 受 入 れ	4,229	12.2	1,059	20.5	13,000	2.0	32.5	8.1
歳 入	34,707	100.0	5,170	100.0	662,368	100.0	5.2	0.8
歳 出 超 過 額	86,904	/	14,440	/	—	/	/	/

◆ 7か国蔵相・中央銀行総裁会議(G 7)の共同声明について

主要先進7か国(日本、米国、西ドイツ、英国、フランス、イタリア、カナダ)の大蔵大臣および中央銀行総裁は、5月6日、ワシントンにおいて、以下のような共同声明を採択した。

1. 主要先進7か国の大蔵大臣および中央銀行総裁は、4月7日の会合以来の各国経済の動向および世界の金融市場の動きについて検討を行った。彼らは為替市場が最近安定していることおよび先進国の成長が継続していることを満足の意をもって留意した。しかしながら、彼らは、価格上昇圧力には引き続き警戒が必要であることに合意した。また、彼らは、パリでの会合以来円が安定していることには留意しつつも、現在の水準が世界的な調整過程に対して望ましからざる影響をもたらすかもしれないとして依然として考えている。彼らは両独経済通貨同盟に向けての最近の動きについて議論し、この過程が世界的なインフレなき成長の改善と対外不均衡の是正とに貢献するだろうということで合意した。この過程は、国際社会から同時に支援されている東欧の好ましい経済の展開にも貢献するだろう。
2. 大臣および総裁は、経済、金融の展開について常時検討していくことに合意し、為替市場における協力を含め、経済政策協調についてのコミットメントを再確認した。

3. 大臣および総裁は保護主義に対抗していく決意を強調した。彼らは、ウルグアイ・ラウンドが成功裡に終結することが、開放的かつ成長する世界経済の進展のために極めて重要であることを強調した。

4. 大臣および総裁は、新債務戦略を引き続き強力に支持することを表明し、重債務国6ヶ国と民間銀行との合意を含め、これまでに大きな進展があったことに意を強くした。彼らは、ケース・バイ・ケース・アプローチへの支持と債務削減・利払い軽減のためのIMFと世銀の資金支援のあり方に関するガイドラインへの支持を再確認した。彼らは、債務国が改革を継続させることの中心的重要性を改めて強調し、IMFおよび世銀のプログラムの中で、債務国にとっての新たな資金源として、新規投資を誘引し、逃避資本を還流させるような措置を一層強調するよう要請した。

5. 大臣および総裁は、IMF第9次増資についても議論を行った。彼らは、50%の増資を行えば、世界経済における中心的な責任を果たすための資金をIMFに対し

て供給することになるとの点で合意した。彼らはまた、増資と不可分の一部としてIMFへの債務履行遅滞に対する対策を強化する必要があることにつき合意した。

◆長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、5月債から実施した(長期国債は4月25日、政府保証債、公募地方債は4月26日にそれぞれ決定)。

**国債等の発行条件**

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	6.6	6.7
	発行価格(円)	99.57	100.27
	応募者利回(%)	6.671	6.655
政府保証債	表面利率(%)	6.8	6.9
	発行価格(円)	99.00	99.00
	応募者利回(%)	6.969	7.070
公募地方債	表面利率(%)	6.9	7.0
	発行価格(円)	99.50	99.50
	応募者利回(%)	6.984	7.085

◆割引国債の発行条件改定

政府は、割引国債の発行条件を次のとおり改定し、5月債から実施した(4月25日決定)。

**割引国債の発行条件**

		変更後	変更前
発行価格(円)		71.50	74.00
応募者利回(%)		6.939	6.207
(同 税引後(%))		5.467	4.912

◆資金運用部預託金利等の引上げ

- (1) 政府は、資金運用部預託金利を次のとおり引上げ、4月27日から実施した(4月27日決定)。

### 資金運用部預託金利(約定分)

(単位・年%)

	簡保特会以外 からの預託分	簡保特会預託分		
	変更後	変更前	変更後	変更前
期間1か月～3か月	2.0	2.0	2.0	2.0
〃 3か月～1年	3.5	3.5	3.5	3.5
〃 1年～3年	4.5	4.5	6.6	6.1
〃 3年～5年	5.0	5.0	6.6	6.1
〃 5年～7年	5.5	5.5	6.6	6.1
〃 7年以上	6.7	6.2	6.7	6.2

(2) また政府は、これに合わせて資金運用部および簡保・郵便年金の財投機関に対する貸付金利を次のとおり引上げ、4月27日から実施した。

### 資金運用部および簡保・郵便年金の貸付金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
資金運用部貸付金利 簡保・郵便年金貸付金利	{ 6.7 }	{ 6.2 }

### ◆郵政省のCD・ATM稼働時間延長局拡大について

郵政省は、3月26日、土曜日におけるCD・ATM稼働時間延長局を従来の200局から2,650局へ拡大する等の措置を発表した。

その概要は以下のとおり。

#### 1. 土曜日の稼働時間延長

(1) 稼働時間延長局……2,650局(既延長局200局を含む。)

ア 普通局……1,250局(既延長局200局を含む。)

原則として、全局でATM等の稼働時間を延長。

ただし、ビル街等にあって、利用の少ない無集配普通局等21局では延長しない。

イ 特定局………1,400局

ATM等を設置している郵便局のうち、駅前、繁華街等にあって、利用の多い郵便局1,400局で稼働時間を延長。

#### (2) 実施時期

平成2年4月28日(土)

#### 2. 金曜日の稼働時間延長

週休二日制の進展に伴い、金曜日のATM等の利用が高まっていることから、普通局で平日の稼働時間が午後6時までとなっている459局のうち290局で、平成2年4月27日(金)から金曜日の稼働時間を延長し、午後7時ま

でとする。

### ◆銀行業態間のCD・ATMオンライン提携拡大について

都銀・地銀・第二地銀協加盟行・信託では、去る2月5日から開始された都・地銀間のCD・ATMオンライン提携(MICS)を以下のとおり拡大し、5月14日から実施した。

所持カードの業態	使用可能CD・ATMの業態
都 銀	(都銀 地銀)第二地銀協加盟行、 信託
地 銀	(地銀 都銀)第二地銀協加盟行
第二地銀協加盟行	(第二地銀協加盟行)都銀、地銀
信 託	(信託)都銀

( )内は今回提携拡大前ベース。

### ◆東証における裁定取引関係情報開示開始および売買管理強化について

東京証券取引所は、4月17日、現先両市場の協調的な価格形成機能を高める狙いから、裁定取引関係情報開示開始および現先両市場における売買管理の強化を発表した。

その概要は以下のとおり。

#### 1. 裁定取引関係情報の開示

先物取引の透明性の確保と現物市場の信頼性の維持の観点から、裁定取引等の状況について開示することとする。

##### (1) 会員からの報告事項

###### a. 裁定取引内容

###### ① 現物売買

取引ごとに、注文時刻、自己・委託の別、売り買いの別、売買銘柄数、総株数、総売買金額、設定・解消の別

###### ② 先物・オプション取引

上記現物売買の対象となる先物・オプション銘柄、取引単位数、取引契約金額

###### b. 裁定取引残高(現物ポジション)

対象となる先物・オプション銘柄に係る売り買い別の現物ポジションの総株数および総金額

#### (2) 報告の方法

a. 全会員を対象とする。ただし、裁定取引は自己・委託にかかわらず行わない旨をあらかじめ本所に申告した会員は提出を要しない。

b. 日々(月～金曜)の取引を翌週火曜日までに、まとめて本所に提出する。

#### (3) 開示の内容等

a. 前週一週間の裁定取引に係る現物株式売買高の総量(売り買い別の株数、金額の全会員合計)および当限に関する裁定取引に係る現物ポジションの総残高(売り買い別の株数、金額の全会員合計)を毎週木曜日に開示する。

b. 上記開示を第一段階とし、今後この開示による影響を見ながら開示内容の変更を行うことがある。

#### (4) 臨時の報告および開示

必要と認める場合は臨時に報告を求め、開示することがある。

#### (5) 実施時期

4月24日から提出し、26日から開示する。

#### 2. 現先両市場における売買管理の強化等

現先両市場における安定的な価格形成を確保するため、適切な市場管理および取引規制を弾力的に行う。

##### (1) 現物市場の売買管理の強化等

裁定取引に係る現先両市場のポジションが過大となり、現物市場の価格形成に問題が生じている場合またはそのおそれがある場合<sup>(注)</sup>には、売買管理を強化するとともに、売買取引規制を機動的に運用し、このような事態に対応することとする。

##### (2) 先物市場の取引管理の強化

先物価格が現物指値に対して過度に先行し、実態とかけ離れた価格が形成される場合には、現先両市場の協調的な価格形成を確保する観点から、先物市場において、特別気配表示、気配の更新幅の縮小および気配の更新時間の延長を実施し、取引管理を強化する。

##### (3) 裁定取引に関する総量規制

現物市場の適正な市場流動性を損なうような過度の裁定取引については、合理的な範囲でこれを制限することについて慎重に検討することとし、今後、当該裁定取引に係る適正なポジションの範囲について、両市場の規模等を踏まえて明らかにしていくこととする。

#### ◇商法等改正法律案について

政府は、4月17日、商法等の一部を改正する法律案を閣議決定し、国会に提出した。

同改正法律案は、設立、株式・社債、および組織変更に関する事項の改正を中心としており、会社の資金調達手段の多様化が図られていること等が特徴的。

その主要点は以下のとおり。

#### 1. 最低資本金制度の導入

新設会社・既存会社とも株式会社は1,000万円、有限会社は300万円を最低資本金とする(現行商法では最低資本金の規定なし)。なお、既存会社について、5年の猶予期間を設ける等の経過措置を定めることとする。

#### 2. 社債発行限度の見直し

社債発行限度は、現行法上は「資本金と準備金の合計額、または純資産額のいずれか小さい額」(第297条)とされているが、これを「純資産額」に一本化するとともに、暫定措置法による発行限度についても、「純資産額の二倍」に改められ、また暫定措置法による特例を認められる社債として、従来の担保付社債、転換社債に新たに新株引受権付社債が追加された。

#### 3. 優先株式発行制度の簡素化

議決権のない優先配当株式を発行する場合、現行法上では、定款にその都度その内容および数を記載(第222条)することとされているが、これを優先配当額の上限のみを定款で定めれば足りるものとし、同株の発行手続を簡素化した。

#### ◇取引所税法の改正について

取引所税法改正案は、4月25日、参議院本会議において可決成立した(10月1日施行)。

その概要は以下のとおり。

区 分	改 正 前	改 正 後
国 債 証 券 の 売 買 取 引 (第一種)	万分の0.1 (0.001%)	万分の0.1 (0.001%)
地方債証券又は社債券の売 買取引(第二種)		
有 価 証 券 の 売 買 取 引 (第三種)		
甲 銘柄の異なる複数の 有価証券の集合体を 対象とするもの		
乙 その他のもの		
商 品 の 売 買 取 引 (第四種)	万分の1 (0.01%)	万分の0.1 (0.001%) (注)
甲 銘柄又は等級別に相 対売買の方法で履行 期にのみ差金返済が できるもの		
乙 その他のもの		
有 価 証 券 指 数 等 の 売 買 取 引 金融指標・通貨等の売買取引 オ プ シ ョ ン 取 引	非 課 稅	万分の1 (0.01%)

(注) ただし、2年間の経過措置として、米ドル短期金利先物および日本円・米ドル通貨先物の課税を延期するほか、日本円短期金利先物については税率を万分の0.01(0.0001%)に設定。

◆東証における株式委託手数料引下げについて

東京証券取引所では、5月15日、株式委託手数料の料率改定を決定、6月4日から実施する旨発表した。

同改定内容は以下のとおり。

**株式売買委託手数料率**

(単位・%)

約定代金のうち	旧	新
100万円以下の部分	1.20	1.15
100万円超 300万円以下の部分	1.00	0.90
300万円超 500万円以下	0.90	0.90
500万円超1,000万円以下	0.75	0.70
1,000万円超3,000万円以下	0.60	0.575
3,000万円超5,000万円以下	0.40	0.375
5,000万円超1億円以下	0.25	0.225
1億円超3億円以下	0.20	0.20
3億円超5億円以下	0.20	0.125
5億円超6億円以下	0.20	0.10
10億円超の部分	0.15	0.075

◆東証における債券先物オプション取引開始について

東京証券取引所は、5月11日、債券先物オプション取引を開始した。

本取引制度の概要は以下のとおり。

1. 取引対象

長期国債先物のコールおよびプットオプション

2. 取引限月

長期国債先物の期近2限月

3. 権利行使価格

先物の前日引値を参考に中心価格を決定し、中心価格から1円刻みで上下3円まで合計7つを設定

4. 売買契約締結方法

(プレミアムに対する)個別競争売買

5. 立合時間

前場 9:00~11:00 後場 12:30~15:00

6. 取引単位

先物額面1億円に対応する権利を1億円とする

7. 取引代金の決済日

売付・買付の都度、売買契約締結の日から起算して4日目

8. 委託手数料

売付・買付に係る取引代金決済時に決済

取引代金のうち	新規の売付・買付、転売・買戻の各々につき
500万円以下につき	1.30% ただし2,500円以上
500万円超 1,000万円以下につき	0.85%
1,000万円超 5,000万円以下につき	0.45%
5,000万円超につき	0.25%

取引代金の1.30%に相当する額が2,500円に満たない場合は2,500円